

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て家庭を支援する観点から、高校生までの児童がいる世帯に対し臨時特別の給付金を支給する。

2 事業概要

(1) 支給対象者

- ・令和3年9月分（令和3年9月に出生した児童については令和3年10月分）の児童手当の受給者
 - ・基準日（令和3年9月30日）において、15歳の年度末到達後から18歳の年度末到達前の児童の養育者等
 - ・基準日の翌日以降、令和4年3月31日までに出生した児童の父母等
- ※いずれも児童手当所得制限限度額以上の者を除く

(2) 対象児童数

14万4千人（見込み）

(3) 支給金額

対象児童1人につき10万円

(4) 支給方法

- ・令和3年9月分の児童手当受給者については、申請が不要なため、案内文等を送付した後、受給拒否の届出があった者を除き、児童手当支給口座に振込み
- ・上記以外の対象者については、口座情報等を管理していないため、申請書を受付後、審査の上、指定口座に振込み

3 給付額合計

給付金 144億円（見込み）【財源】国庫補助金（補助率10/10）

4 給付に関するスケジュール

- 令和3年12月 8日 児童手当受給者に通知を発送（※）
23日 児童手当受給者へ給付開始（10万円一括給付）
令和4年 1月～ 児童手当受給者以外の対象者向け案内文等の発送・申請受付
児童手当受給者以外の対象者へ給付開始（10万円一括給付）

5 留意事項

本市では当初、国の事業スキームに従い、児童手当受給者に対しては年内に5万円を給付することとして、12月8日に「5万円を給付する」旨の通知を発送しました。

その後、全額現金給付が認められることになったため、10万円を一括給付することとしましたが、その旨の再通知は求めないとの国の方針に基づき、本市としては年内の給付を可能とするため、再通知を行わないこととしています。

先に通知した金額（5万円）と実際の給付額（10万円）が異なることについては、ホームページ等を通じて周知に努めてまいります。